

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成30年6月19日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪
委員 寺門 厚 委員 古川 洋一
委員 中崎 政長 委員 遠藤 実

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上と発言者)

副市長 宮本 俊美	財政課長 茅根 政雄
保健福祉部長 加藤 裕一	社会福祉課長 生田目 奈若子
社会福祉課長補佐 秋山 雄一郎	
こども課長 大森 晃子	こども課長補佐 片野 弘道
介護長寿課長 藤咲 富士子	介護長寿課長補佐 大内 正輝
保険課長 先崎 民夫	保険課長補佐 萩野谷 真
教育部長 高橋 秀貴	学校教育課長 小橋 聡子
学校教育課長補佐 会沢 実	指導室長 沼田 義博
生涯学習課長 高安 正紀	生涯学習課長補佐 萩野谷 智通

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男	事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴	次長補佐 横山 明子

会議に付した事件と概要

- (1) 議案第42号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第45号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) グループホームに係る事業者公募について
…執行部より報告あり
- (5) 那珂市幼稚園の開園に向けた進捗について
…執行部より報告あり
- (6) かわまちづくり支援制度活用の進捗状況について
…執行部より報告あり

(7) 調査事項について

…今年度の調査事項のテーマを決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前9時58分）

委員長 おはようございます。

本日の教育厚生常任委員会にご参集いただきまして感謝申し上げます。

皆さんご存じのとおり、昨日、大阪市を中心に大変な地震が発生いたしました。

7年前にこちらも、3.11ということで大変な地震に見舞われましたが、きのうの地震で一番私が心を痛めましたのは、通学路になっている学校の塀のわきを朝登校していた小学4年生の女の子が、倒れてきた塀の下敷きになりまして、尊い命を落とされたということを見聞きいたしまして、教育厚生常任委員会に籍を置く者として、学校関係の環境、その他安全のためにということは今までもやってまいりましたが、このようなことが起きまして、那珂市においてはどうなのかなということが、きのう私も改めて考えさせられました。

では、教育厚生常任委員会に付託されております案件について、皆様方の前向きな議論がなされますことをお祈りいたしまして、挨拶いたします。よろしく願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

それではここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

本日は教育厚生常任委員会にご出席いただきまして誠にご苦労さまです。

ただいま筒井委員長からも話がありましたように、昨日大阪での地震、いつ何が自分のこの地元でも起きるかわからないのが自然災害ですので、他人ごとにも思うこともできず、本当に小学生の命が奪われたということは、悲しいことかと思えます。

那珂市においては、先日も一般質問でありましたように、ヘルメット着用ということで、小学生は通学のときにやはり身を守るということでヘルメットの大切さも感じさせられました。

きょうは、7件の議案等の審議がありますけれども、私もちょっと体調が、暖かかったり寒かったりして、ちょっと先日薄着にしたものですから風邪をひいてしまって、ちょっ

と皆さんにお聞き苦しい点があるかと思えますけども、本日も慎重なご審議をしていただきまして、挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにご苦労さまです。よろしく願いいたします。

委員長 続いて副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

本日、教育厚生常任委員会、ご出席たいへんお疲れさまでございます。

本日執行部からは議案3件、そのほか報告案件3件、計6件の案件でございます。

皆様にはよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

委員長 それではこれより議事に入ります。

議案第45号、平成30年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般会計補正予算、1ページをごらんください。

議案第45号、平成30年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。中段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、27万円。

8目介護保険費、737万円。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費226万8,000円。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、31万2,000円。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

遠藤委員 2点伺います。

7ページの地域介護福祉空間整備事業、先進的な整備支援ということですが、この内容です。

それと、8ページのスクールライフサポーターですが、これは何名に対して、どのような形の活動に対して謝礼を支払っているのかということ伺います。

介護長寿課長 介護長寿課からまず初めのどのような補助金かということでご説明いたします。

こちらは国庫補助金でございます。地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み

なれた地域での生活を継続することができますよう地域貢献等を支援する、先進的・モデル的な取り組みを支援する補助金となっております。

施設のほうの改修ということでの今回は補助金となっております。

遠藤委員 内容が聞きたいです。

介護長寿課長 もっと具体的な内容でございますか。

こちらの施設につきましては、平成16年から事業を開始しておりますが、施設の経年劣化によります老朽化、並びに東日本大震災等により壁や床にゆがみなどが見られまして、利用者の方々がケガなどをする恐れがあるための改修工事となっております。

以上でございます。

遠藤委員 ありがとうございます。内容なので、地域包括ケアシステムの内容で、補修ということでございますが、どこの施設ですか。

介護長寿課長 こちらは、横堀でございます、グループホームテンダーの杜なかというところの施設となっております。

以上でございます。

学校教育課長 学校教育課です。

2点目のスクールライフサポーターについてご説明いたします。

まず人数です。1名です。

どのような形ということで、こちらは茨城県からの委託事業になります。

今回那珂市では、芳野小学校が指定を受けまして、こちらにスクールライフサポーターを1名配置します。

内容としましては、不登校の解消や未然防止のための調査研究を行うということで、具体的には、発達に心配のあるお子さん、不登校気味のお子さんに対して、学校生活に適應できるように支援するというものです。

配置的には週に二、三日、1回当たり4時間から7時間の勤務を計画しております。

以上です。

遠藤委員 これは今年度から始まる芳野小に対しての1名の、不登校児対応の事業だということなんですかね。

そうするとこれはちなみに何かタイミングが合わなくて当初予算じゃなくて、今回の補正になったとそういうあれですか。事情としてはどういうことですか。

学校教育課長 単年度事業になります。

こちらは先ほど申し上げたとおり、県からの指定の事業ということで、年度当初に茨城県のほうからの決定の通知がまいったところですよ。

なので、当初予算の計上には間に合わないということになります。

以上です。

寺門委員 関連質問なんですけども、そのスクールライフサポーターは、今不登校児対象とい

うことなのですが、特別支援クラスがありますので、児童も多いので、先生方がいらっしやらない、空き教室というか、職員室も、そういう状態にならないようなそちらの方面の支援というのはできるんですか。

不登校児対象限定なのか、要するにあと学校自体で困ったときにそちらも手伝えるよということになるのか、その辺はどうですか。

学校教育課長 こちらは県の委託事業ということで、不登校の解消や未然防止の調査研究を行うというのが目的です。

そのために、スクールライフサポーターを1人配置する経費が10分の10、県から出ます。

対象としましては不登校気味、コミュニケーションがうまくいなくてなじめない子供たちを対象に支援を行うというものですが、どの子を支援するかは学校にお任せしてあります。

以上です。

寺門委員 はい、わかりました。

もう一点ちょっと別の8ページなんですけれども、生活保護電算システムの改修ということで、これはシステムの中のこういった事柄を改修するのか教えてください。

社会福祉課長 社会福祉課になります。

こちらの改修につきましては、10月に生活保護基準の見直しがありまして、中身につきましては、生活扶助の基準の見直しですとか、あとは加算とか、お子様のいる世帯の扶助費とか加算の見直しになります。

そのほか、生活保護として、県のほうに報告している報告内容の一部変更ですとか、あと、生活保護の中で介護保険のほうを利用している方がいるんですが、介護保険制度改正に伴いまして、そちらのほうも生活保護のシステムの中で改修するというものになります。

以上です。

遠藤委員 スクールライフサポーターですが、これはどういう方を今後想定して採用されるのか、そういう資格が何かしらいるのかということと、不登校対応ということになると、例えば今でも商工会の2階にある、あそことの連携が多分必要になるんでしょうけども、どういう形の連携がこのスクールライフサポーターっていうのはできるのか。

あとは不登校ということになると、例えばやっぱりそれは原因としては、いじめ等々出てくると思いますが、いじめ対策などの一環でもあるのかと、そこらを伺います。

学校教育課長 こちらのスクールライフサポーターは、県の規定では大学生または大学院生などということになっておりまして、今回大学院生を1名お願いしております。

それから連携ということなのですが、今回はあくまでも調査研究のための配置ということで、芳野小学校が指定を受けておりますので、その校内での活動になります。

また、原因でいじめということですが、今お答えしたとおりです。

以上です。

委員長 そのほかございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩(午前10時11分)

再開(午前10時12分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

ここからは、担当課ごとに審議を行います。

那珂市立幼稚園の開園に向けた進捗についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の小橋です。ほか1名が出席しております。

どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましては、常任委員会資料のつづりの7ページになります。

資料に沿って説明してまいります。

那珂市立幼稚園の開園に向けた進捗について。

現在建設を進めている市立幼稚園について、平成31年4月開園までの進捗の見通しを報告するものです。

1番、園名の公募についてです。

新しい幼稚園について認知を広めるとともに、新入園児の確保につなげようと、現在名称を公募中です。周知はお知らせ版、市公式ホームページ、チラシ、プレスリリースなどで先月の11日から行っております。

6月20日が締め切り、7月に選定委員会において決定いたします。決定した園の名称は8月にお知らせ版等で公表し、また当選者名なども公表してまいります。当選された方につきましては、開園式に招待し表彰することを考えております。

2番です。既設幼稚園の跡地についてです。

一つに統合するため、5つの幼稚園は閉園となるため、跡地について検討を始めます。

まず5園の敷地の形態を申し上げますと、底地が市有地になっているのが、横堀、菅谷西、五台、芳野の4園。市有地のほかに民有地が一部入っておりますのが菅谷幼稚園となっております。

(2)です。

学校教育課における跡地利用の方針です。

まず、プレハブの仮設園舎、横堀幼稚園と五台幼稚園になりますが、こちらはリース契約が終了しますので、撤去いたします。

菅谷西幼稚園及び芳野幼稚園は耐震性が不足していることから、園舎は解体、撤去いたします。

園舎を撤去したあと、この4園の敷地につきましては、小学校と一体または細い道路を挟んで隣接していることから、併設の小学校長のほうから希望がございまして、駐車場として利用したいと考えております。

次の菅谷幼稚園ですが、資料にありますとおり民有地を含んでおり、また園舎の一部には耐震性があるなど、ほかの幼稚園とは条件が異なっております。補足しながら説明をいたします。

まず菅谷幼稚園の現状を申し上げますと、古い園舎と増築した園舎の二つの部分がございます。

古いほうの園舎は耐震性が不足しており、底地は民有地、つまり借地になっております。

資料のほうに掲載しておりますが、那珂市では、公共施設等マネジメント計画を策定しております。この中では借地解消を基本方針として掲げております。このため、古い園舎は解体して、底地の借地部分は更地にして地権者に返還するというのが市の方針に沿った跡地の処理になります。

一方で増築してある新しいほうの園舎は耐震性があり、また底地は市の土地でありますので、こちらのほうは跡地利用の可能性があると考えております。これつきまして、全庁的に検討しようというところです。

跡地の検討を全庁的に行うために、副市長が主宰する政策幹部会議に付議して行います。

学校教育課としましては、ただいま説明申し上げました方針をその中で提案して、検討をお願いするという考えでおります。

最後3番、新入園児の募集説明会です。

新しい幼稚園はたくさんのお子さんに入っていただきたいので、8月19日の日曜日、午前10時から中央公民館で開催を予定しております。

内容としましては、幼稚園の概要、施設であったり運営の内容等の概要、または、教育方針のほか、特に特色となる新しい取り組みについてアピールしたいと思います。

説明は以上です。

委員長 執行部より説明がありました。

皆さんのほうで質疑ございますでしょうか。

遠藤委員 既設幼稚園の跡地についてですけれども、菅谷幼稚園は、あの敷地の中のどのあたりが民有地で、あと古いところと新しいところ、どこの園舎が古いのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

学校教育課長 民有地は北東の角のあたりです。全体の敷地の中では40%程度の割合になります。

古い園舎がちょうどその民有地のところに横に配置されていまして、新しい増築部分が縦に、東側の縦に、クラス数としては2クラス程度なんですけど、そこが新しい増築した部分です。ほとんどの部分が古い園舎になっております。

遠藤委員 そうすると、東側の縦のいわゆるその年中さんの2つの部屋が新しくて、職員室と遊戯室とかあと年長さんのほう、あっちが古いほうだということなんですね。

全部の敷地の中の40パーセントだから、いわゆる社協に近いほうが民有地でそうすると社協に隣接はしてないのかな、市有地は。あの間を民有地が挟んじゃうということになるんですか。

学校教育課長 ひだまりのほうにも一部、民有地が入っております。一体となって。

遠藤委員 となると社協、いわゆるひだまりのほうから、この地続きで園庭の東側の市有地のほうに繋がってはいるんですか。それとも間を民有地でざくっと分断されちゃうような地形というか、あれになってるんですかね。

園庭まで含めると、ひだまりのほうと、あと民有地が間に入っちゃって、それで市の所有地っていうそういう感じになっちゃうんですかね。

委員長 いかがでしょう。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時22分）

委員長 再開いたします。

学校教育課長 今資料で図面をお渡しました。

北側に横にあるのが古い園舎、若干上にある縦の部分が職員室ですね。

あと下にある園舎が新しい増築部分ということで、右上の部分が民有地です。3201の1という地番のところが民有地です。

遠藤委員 ありがとうございます。

図面がこんなふうに出れば非常にわかりやすいですね。

3201の1が民有地、これが職員室とお遊戯室が年長さんのところがあるところですね。

そうすると、その下の、ちょっと地番が隠れちゃって見えないんですが、園庭の東側の縦に建っているのが、後から増築した部分で、これが年中さんのほうなんですけど、この建物自体は結構、まだまだというかどれぐらい使える建物なんですかね。

学校教育課長 こちらは平成10年に建設したものです。まだ20年程度の建物になってます。

以上です。

委員長 そのほか。

古川委員 先ほど休憩中に遠藤委員のほうもちょっとお話しされてましたけど、この民有地を基本的には借地解消ということで、更地にして返却するという事なんでしょうけれども、そのあとにも地権者の意向確認しながらとありますが、地権者のほうで例えば買ってこれとかそういう話になったら、そういう可能性もあるということですか。

学校教育課長 まず、借地の部分をお返ししますというお話は、この統合幼稚園の建設計画が持ち上がったときに一度、お話ししてご理解はいただいております。

こちらの地権者の意向確認してというのは、基本方針としては借地は解消ですけど、もしかしたら跡地を利用するという方針が出てくるかもしれない、その可能性もあります。その際には、引き続き借りるということもあると思いますということで、そちらの意向確認という意味です。

以上です。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。ということは、借りる可能性があるということで、買う可能性はないということですね。

学校教育課長 マネジメント計画の中では借地解消という方針なので、そのあたりもその政策幹部会議においての結論になるかと思うんですけども、まずは利用する、しないがあつて、利用するとなったときの継続の仕方は今私の頭の中ではちょっと白紙です。申しわけありません。

古川委員 わかりました。

前も教育厚生常任委員会で確認をしていますが、今いらっしゃる5園の先生方は、基本的に教諭と呼ばれる方は職員ですよ。あとそのほかに講師の方がいらっしゃいますよね。

その方々の雇用に関してはどうなりますか。

学校教育課長 やはり5園が1園になるということで、人員的には削減になります。

正職員でも3人程度は、統合幼稚園のほうに異動しない方が出てきます。

また常勤講師につきましても年長年少で6クラスあるんですけども、やはりその副担任的に入れるとなると6人、今現状ではもう少しおりますので、削減の方向になります。

以上です。

古川委員 削減っていうのは、言葉は悪いですけどもお辞めいただくという、いたし方なくお辞めいただくということになるということですか。

学校教育課長 正職員につきましては保育所であるとかの配置がえになります。

常勤講師の方は臨時職員なんですが、そちらの方にはお話をして、期限があるということとはご理解いただく予定になっております。

委員長 そのほかございますか。

中崎委員 私も子供はもう大きくなっちゃって、なかなか関係していなかったんですけども、孫ができて初めて幼稚園あるいは保育所の入園説明会、そこに行ったときに、ちょっと長いよと。

子供を抱えたお母さんが2時間近くもああでもないこうでもないってやられると、とてもとても耐えられないって。だから書いてあるもの、ちゃんとした幼稚園の概要の説明に書いてあるものは、お読みくださいと。

そして、大事なところだけ、あるいは質問事項だけ受けるようなスピーディーな説明会にしてほしいなど。

私は嫁に言われてああそうなんですかと。そうだよ、小さい子供抱きかかえながらのあれは大変ですよ。大人だけ来ているならいいですけど。

そういう親御さんもいるということで、もう本当に手早く段取りよく短めに。これをお願いしたい。

それからわからないところはもう後で電話でも何でも来てくださると、そういうふうな感じがいいと思います。

学校教育課長 今ご指摘いただいた説明会は多分、入園が決まった方に対する2月の具体的なものです。今回もその2月ごろには開催することになるかと思いますが、その点注意したいと思います。

今度の8月に開催を予定している募集説明会も、コンパクトな説明を心がけます。

ありがとうございます。

寺門委員 先ほど民有地の貸借については話を聞きましたけれども、校舎の跡地ではなくて、駐車場として借りていた場所があると思うんですけども、そこについてはもちろん契約解除ということになるんでしょうけれど、原状復帰してお返しということになるのか、もしくは隣接した小学校長さんのほうから要望があるのかどうか、その辺はどうなんですか。

学校教育課長 駐車場としてお借りしているのが菅谷幼稚園と芳野幼稚園になります。

こちらの地権者さんに対しましては、やはり基本的なことはお返ししますということで申し上げてあります。

契約の中にも返却する場合には原状回復するという規定がございますので、原状に戻してをお返しすることになります。

その後、学校からさらに要望があって駐車場ということなんですが、各学校からの現時点で要望を受けた中では、今駐車場で借りている部分の希望はございません。

以上です。

寺門委員 原状復帰ってということになると、砂利を取り除いてまた畑地に戻すということですから、大変は大変ですよ。現状はその要望は出ていないということですね。

それともう一点、統合幼稚園で新しい取り組みが4つ始まりますということなんですけど、給食の提供ってあるんですけど、必ずしも皆さんが望まれてはいなかったという話

も聞いてるんで、これどういう内容の給食を提供するんですか。

学校教育課長 保護者の方からは、やはり手作りのお弁当を望む声もありましたので、併用という形で始めます。週に2日程度、スタートとしては考えております。

給食センターからの提供も考えたんですが、まだちょっと今の時点では課題が多いということがわかりましたので、今、民間の委託事業者を当たっているところです。

以上です。

寺門委員 できるだけ地産地消ということで、那珂市産の野菜をたくさん使っていただけるように要望いただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

遠藤委員 ちょっと聞き漏らしたと思います。

確認で、先ほどの菅谷幼稚園の民有地のところは、言ってみればこれは更地にして戻すというふうなことなんでしょうけど、そうすると今の民有地に乗っている園舎はみんな解体するというのが基本的な方針だということですか。

学校教育課長 原状に回復して返却になりますので、解体いたします。

委員長 そのほか、ご質問ございませんでしょうか。

質問がないようですので、質疑を終結いたします。

では暫時休憩いたします。

執行部入れかえをお願いいたします。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時34分）

委員長 再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

かわまちづくり支援制度活用の進捗状況についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 おはようございます。

生涯学習課長の高安です。ほか3名が出席しております。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

かわまちづくり支援制度を活用したグラウンド等の整備について、進捗状況を報告いたします。

このたび決定が遅れておりました国の河川整備を行う委託業者のほうで、この5月の23日に決定をいたしまして、実施設計、詳細設計等の策定のほうに入ることとなってまいりました。

また、地元説明会及びかわまちづくり支援制度推進協議会を7月中に行い、設計提出後、盛り土や切り土、基盤整正、護岸整備といった実際の作業を、この秋10月から入っていきたいというようなことを国のほうから伝えられました。

このため、市におきましても、国の指示により、これまでの4回のワークショップ及び5回の推進協議会で進めてまいりました内容の実現に向けて、その内容を踏まえ、地元及び協議会においてその内容を確認し合いながら、実施設計を進めていく流れとなってまいりました。

このようなことから、次回の9月の議会開催前に、国の実施設計等が進み、報告時に決まった内容の報告となる可能性があったことから、今回このタイミングでの報告を行うものです。

工事の時期や内容について詳細が決まり次第、また改めてご報告させていただきます。
以上になります。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

委員のほうからご質疑ありませんか。

古川委員 これから実施設計ということなのですが、地域もしくは利用予定団体等の要望というのはあると思うんですけど、その辺はこの実施設計にはちゃんと入っているんですか。

できちゃってから、いろいろご意見があっても変更できないみたいなっちゃうといけな
いと思うんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長 国のほうにも、こちらの要望はお伝えいたしまして、実際に多目的広場、それから駐車場、礫河原であったりとか水遊び場であったりとか、ワンドに対する川におりる場所ですね、そういったものであったりとか、それから、堤内っていうんですかね、川よりも外側といいますか、川岸ではないほうに桜堤等といったものもご要望をいただいておりますので、そういったものも全部踏まえた形で実施設計のほうに進んでいただくという
ような形で行っております。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 では質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

教育部長 申しわけございません。口頭で1件ご報告したい事項がございます。

教育委員会のほうなのですが、今年度から、学校閉庁日、こちらを実施したいということで考えてございます。

現在茨城県や県内の一部の自治体では取り組みが始まっておりますが、県立高校のほうではことしから122校が夏休み中に学校閉庁日を設けるということで、お知らせがございました。

市内も具体的には、市内小中学校におきまして、夏休み期間中の8月13日から15日まで、お盆の3日間と11月13日の県民の日を日直を置かない完全な休みということにします。

教職員につきましては、年次休暇、夏季特別休暇、これで取得することになります。

この間は学校には誰もいなくなりますが、緊急の連絡などは、学校教育課のほうで対応

するということで、保護者のほうには、個別に文書で連絡したいというふうに考えております。

今年度からこのようなことで、学校閉庁を実施するというご報告いたします。

よろしく願いいたします。

委員長 以上、口頭でのご説明がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょう、質疑ございませんか。

寺門委員 災害時の避難場所にもなっていますので、保護者の方はもちろんですが、関係機関の方へくれぐれも連絡の徹底をお願いしたいと思います。

教育部長 こちらは保護者のほかにも、ホームページとか関係機関の当然防災のほうもありますんで、そちらのほうの連携も確実に通知のほうを行うようにしたいと思います。

よろしく願いします。

委員長 そのほかございませんか。

質疑がございませんので、暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時41分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第44号、那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

こども課長 こども課長の大森です。ほか2名が出席しております。

よろしく願いいたします。

それでは議案書の85ページをごらんください。

議案第44号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年那珂町条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月8日提出、那珂市長。

提案理由ですが、茨城県において、入院に係る医療福祉費の受給対象者の範囲を高校3年生まで拡大することに伴い、本条例について所要の改正をし、平成30年10月1日から施行するものです。

改正内容については、小児の定義を15歳から18歳に拡大し、かつ高校生の間にあるものについては、入院に係る医療福祉費のみ対象となるよう限定する規定を追加するものです。

また、あわせて文言の修正をするものです。

次のページ、86ページには改正条文を、87ページには新旧対照表を載せております。

後でごらんになっていただければと思います。

続きまして、91ページをお開き願います。

改正の概要につきましては、ここで説明させていただきます。

まず改正の理由ですが、これは先ほど説明させていただいた提案理由と同じでございます。

改正本文についてですが、第2条第2号、定義のところでは、小児の定義を15歳から18歳に改めることによりまして、対象を高校生まで引き上げるということにいたします。

第3条の対象者のところでは、引用法令の条番号を追加したものです。

第4条第1項、医療福祉費の支給では高校生は入院にかかる医療費のみ助成する規定をただし書きで追加することによりまして、医療費のうち、入院した場合だけが対象である旨を明記いたします。

第4条第2項、第4条第4項、第4条第6項については、文言の整理に関するものでございます。

条例の附則についてですが、施行期日は平成30年10月1日から施行といたします。

また、文言の整理を行った条項については、平成30年4月1日から適用いたします。

経過措置のところには、10月以前の診療分は現在と同じ中学生までの医療費を対象とする旨を記載しております。

なお、今回の改正分につきましても、所得制限は設けておりません。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

皆さんのほうから質疑ございませんでしょうか。

古川委員 小児の定義を15歳から18歳に拡大というのはわかるんですけど、高校を卒業しても次の誕生日が来るまで18歳ですよ。

その辺はあくまでも高校在学、高校に行っていない子もいるかもしれませんが、基本的に高校在学中の18歳までということなんですか。それとも卒業しても18歳でいるうちはこの対象になるということですか。

こども課長 対象は、高校生、高校3年生の終わる3月までとなります。

古川委員 わかりました。

高校に行っていなくても、その年であればいいんですか。例えば中卒で働いてる子とかはどうなんでしょう。

こども課長 おっしゃられるようなことも想定されると思いますけれども、それは年齢によって対象としたいと思っております。

委員長 古川委員、わかりましたか。

古川委員 わかりません。

もし高校に行っていれば、高校3年生だよという、その3年間はいいということですか。

先ほどのご答弁のように、本来であればもう卒業している歳であれば、18歳でもだめと

いうことで理解してよろしいですか。

こども課長 申しわけございません。高校生という言葉を使ったほうがわかりやすいかなというように意味で、高校生3年生までというような感じでご説明申しあげておりますけれども、この条例の中では、あくまでも年齢で区切っております。

ですので、中学を卒業して就職なされた方も、この18歳、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、こういったものを対象と考えております。

ですので、働いていてもいなくても、高校在学中であっても在学中でなくても18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者。

古川委員 つまり高校在学中はということですね。

副市長 高校に行ってもなくても、例えば今日で18歳になっても、来年の3月31日まではこれに該当するよということですね。

古川委員 それと最初に聞いた本来であれば仮に高校に行っていて、3月に卒業します、でも次の19歳の誕生日が来るまでは18歳ですけども、その方は対象外とおっしゃったんですね、先ほど。

こども課長 申しわけありません。

例えば、高校3年生のときに18歳の誕生日を迎えますね。そうしますと、卒業をする時まで、これは在学しても在学していなくても同じです。

例えば、8月に誕生日を迎えまして18歳になりました。そして、3月を越えます。その次の4月から、もう4月からはこのマル福の対象にはなりませんということです。

委員長 どうですか古川委員、納得されましたか。

古川委員 わかりましたけど。

中崎委員 これはあくまでも入院にかかわる医療費のみですね。だからけがなんかして、例えば運動なんかしててけがして通院の医療費は出ないのかな。

こども課長 今回こちらの議案を提出させていただいたきっかけといいますのが、県の制度の改正によるものでございます。

県の制度でまだ入院の部分だけというような改正でしたので、10月からの改正につきましては、私どもも18歳までの入院ということで考えております。通院は対象にはなりません。

委員長 私のほうから一つよろしいでしょうか。

別に質問ではないんですが、ちょっと腑に落ちない点がありますので、この18歳までということで小児という言い方で、18歳まで設定されていますよね。

ただ18歳って、今度成人が18歳以上とか何か、18歳から成人とみなすとかいう、今は違うんですが、今後そうなるってか何かということをお考えすると、小児で18歳、成人で18歳、これすごい矛盾しませんか。

こども課長 確かに、今おっしゃられましたように、矛盾とかそういった違和感を感じるもの

かと思えます。

しかしながら、児童というものは18歳までなんですけれども、また、県のほうでもマル福を区分するにあたりまして、妊産婦マル福ですとか、重度障害者マル福ですとか、小児マル福ですとか、今その区分に合わせての制度でございますので、小児マル福という呼び方もやむを得ないものなのかなと思えます。

ただ、今おっしゃられておりましたように、違和感は多少なりあるかとは思いますが。
委員長 皆さんのほうから質疑は、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めまして、議案第44号は原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前10時50分)

再開 (午前10時51分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

グループホームに係る事業者公募についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲と申します。ほか2名が出席しております。

よろしくをお願いいたします。

それでは常任委員会資料の6ページをごらんください。

今年3月に策定いたしました那珂市高齢者保健福祉計画に基づきまして、認知症対応型共同生活介護、通称グループホームと呼ばれるものでございますが、その整備事業の公募内容について報告するものでございます。

1番の概要でございます。

公募する事業規模は1ユニット9床でございます。

スケジュールとしましては、7月から8月にかけて事業者の公募を行います。

その後書類審査等を行いまして、10月下旬には事業者の決定をいたします。

翌平成31年度に決定事業者によりまずグループホームの整備を行っていただくという予定で進めてまいります。

2番の事業者の選定方法につきましては、市内部で構成されます地域密着型サービス整備審査委員会並びに、外部からの医師や学識経験者等で構成されます地域密着型サービス運営委員会におきまして審査等を行う予定でございます。

3番のグループホームに係る財政支援でございますが、こちらは茨城県地域医療介護総合確保基金事業を活用しまして、施設整備補助につきましては1,500万円から3,200万円、開設準備経費補助につきましては、1人80万円の単価で720万円の補助になります。

4番の平成31年度における事業者公募についてでございますが、こちらは平成30年度と同様に1ユニット9床の公募を行います。

スケジュール等につきましては、平成30年度同様の流れで実施予定でございます。

介護長寿課より説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

皆さんのほうから質疑ございませんでしょうか。

古川委員 ちょっと基本的なことなんですが、この事業規模で言っているところの1ユニット、というのは9床のことを1ユニットっていうんですか。

介護長寿課長 そのとおりでございます。

古川委員 9床で1ユニットっていうのは、なぜ9床が1ユニットなんですか。

8床でも10床でもだめなんですよ、1ユニットじゃないんですよ。

介護長寿課長 介護保険法の基準によりまして1ユニットが9床ということで決まっております。

古川委員 わかりました。そうすると、今現在平成30年の3月末で7施設90床ありますよね。ということは、10ユニットあるということですね。7施設に10ユニットあるということなんです。

わかりました。

遠藤委員 この募集についてでございますが、これまずは地域なんですけども、前は地域包括のエリアで分かれていたような、例えば菅谷、額田地区とか、その限定はあるんですか。

介護長寿課長 今回の募集につきましては、圏域の指定はございません。

以上でございます。

遠藤委員 あと事業者の経営主体ですが、法人もしくは、社会福祉法人なりNPOなり株式会社なり、いろいろあるかと思いますが、そういった事業主体とか、あと何かしらこの縛りというか、応募に当たっての条件というのはどういったものがありますか。

介護長寿課長 応募事業者の資格要件は5つほど決めております。

まず、今議員がおっしゃったように法人であることということをもまず1番に上げております。

次に、那珂市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団でないことが2番目の規定になっております。

3番目として、法第78条の12及び第115条の21において準用する第70条第2項第6号に規定します役員等が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないことということが3番目の規定になっております。

4番目として、法の第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと、法人であることとかそういった類いのことが決められているんですけども、5つ目としては、関係法令等、介護保険法、老人福祉法、建築基準法、消防法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等を遵守したものであることということで、5つほど応募要件として決めております。

以上でございます

遠藤委員 わかりました。

今4点目がちょっとよくわからなかったので4点目の内容と、高齢者保健福祉計画に基づいての整備になりますが、要望もしくはその地域のニーズに関してですけども、計画としては、那珂市として今後どのような、グループホーム、大体、年次的にどれぐらい整備していくというふうな予定に今のところなっているんですか。

介護長寿課長 先ほどの公募要領の中の資格要件の(4)番についてでございますが、こちらは概要で申しますと、こちらは指定密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき、または適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

また、もう一つ、申請者の方が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることがなくなるまでのものであるとき等の要件がございます。

以上でございます。

あともう一点、こちらは今年3月に策定しました介護保険事業計画におきまして、保険料の算定を1ユニット9床ずつで、2年に分けてサービス給付を見込んでいるということでの2年間に分けての計画になっております。

以上でございます。

寺門委員 グループホームということで、認知症対応型共同生活介護施設っていうのは、老人ホームもあると思いますけれども、いずれにしても、2025年には到底足りないですね。

今現状ある施設9床、あと2つできたにしてもね。

その辺はどう考えていくのかっていうのと、これ1ユニット今年募集してまた来年も募集しますよということだと、県の予算の都合で、基金のほうは単年度で終わりなのか、今後、しばらく続くのか、その辺もあわせて伺います。

介護長寿課長補佐 県の予算のほうについては、今時点でははっきりした話をもらっているわけがありませんけれども、当然国のほうでも2025年に向けて対策はとっていくという話が

あるので、現時点では続いていくものというふうには考えております。

それと、認知症患者のほうについても、高齢者保健福祉計画の中でふえていくというところでは見ておりますけども、まずは一つ3カ年の中での計画としてなっておりますので、その中で2ユニット整備をしていくと。

加えて、今現在既に瓜連駅の駅前の方で、特別養護老人ホームの方の建設が入っております、来年早々には、そちらのほうで70床できるというところもありますので、そういったところを見た上で、現計画の期間内では、2ユニットで、まずは整備をしていくという形で、当然そのあとの増加分については、次期計画において、考えていかなければならないというふうに考えております。

委員長 そのほかご質問ございませんでしょうか。

議長 ちょっと一つお聞きします。

これ新設の場合でも、今のグループホームが7施設ありますよね。

そのほかに新たに新設を希望するところでもよろしいということですよ。

介護長寿課長 新設の事業所の申し込みも公募として受け付ける予定ではございます。

議長 わかりました。

あと一点、現在、グループホームじゃなくてデイサービスとかいろいろやっている施設の中で、空いた施設があるからそこを今度はグループホームに多少変更してっていうことはできるのか。

そういうことはあり得ないのかな。その辺についてちょっとお聞きします。

介護長寿課長 まずグループホームとしての指定を受けていただくような形になるかと思しますので、まずその基準を満たしていただいて、事業として指定を受けてからの新設という形になるかと思えます。

議長 そうすると指定を受けてあれば、そういう施設でも多少改修して中に1ユニットを応募することはできるということですね。

介護長寿課長 そういった場合の応募は可能でございます。

議長 そうするとそういう施設って那珂市内に何軒かありますか。

そういう介護施設をやりながら、グループホームも一緒に認可をもらってるとか、そういうところはないですか。

介護長寿課長 そういった施設は市内でも何カ所かございます。

議長 わかりました。

委員長 そのほか、質疑ございませんでしょうか。

質疑がないようですので、終結いたします。

暫時休憩します。執行部の入れかえをお願いいたします。

再開を11時15分といたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時15分）

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第42号 専決処分について。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 保険課長の先崎です。ほか2名が出席しております。

よろしく申し上げます。

それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）についてご説明いたします。

議案書の57ページをお開きください。

議案第42号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたこと及びマイナンバーによる情報連携により、情報が取得できれば証明書の提出を省略できるとされたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

施行期日は平成30年4月1日です。

改正の内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額を適用する際の控除枠を拡大するものです。

また、マイナンバーによる情報連携で雇用保険受給資格者証の内容の把握ができる場合は、同証明書の提出を省略できるものです。

以下、58ページにつきまして専決処分書、59ページに改正条文、60から62ページにつきましては、新旧対照表をつけております。

63ページをお開きください。

一部を改正する条例の概要でございますが、改正の理由としましては、提案理由で申し上げましたとおりでございます。

改正の内容としましては、表の中ごろになりますが、条例3条2項、22条1項におきまして、基礎課税額の賦課限度額を54万円から58万円に引き上げます。また22条1項2号、3号につきましては、軽減判定所得の引き上げでございます。

2号は、5割軽減基準額が27万円から27万5,000円に、3号については、2割軽減基準額ですが、49万円から年50万円に引き上げるものです。

このことによりまして、より所得の多い方については、国保税の負担がふえることとなり、また所得の低い方に関しては、税負担が軽減されることとなります。

また最後に、23条の2、2項につきましては、マイナンバーによる情報連携に伴う、事務処理規程の改正でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

皆さんのほうからご質疑ありませんでしょうか。

古川委員 マイナンバーで内容把握ができる場合は証明書の提出が不要ということなんですが、その証明書っていうのは何を証明するもので、現在その証明書っていうのが発行されてるわけですよね。何を証明するものなんでしょうか。

保険課長 こちらの規定につきましては社会保険ですね。

会社を辞めます、そうしますと雇用保険受給者資格者証が出ます。その中になぜ会社を辞めたのか、例えば、3年サイクルで雇い止めというか、期限つきで終わったよとか、あるいは事業所が会社を整理しちゃうから辞めたよとか。そういう退職の理由が記載されてるんですよ。証明書には。

それは雇用保険、ハローワークに行くときに使うものなんですが、それはあくまでも理由としては、本人の都合じゃなくて、雇い主側の都合で従業員を解雇といいますか、辞めたと。その辞めた方はやっぱり生活に困ってしまうわけですよね。その方に対して、情報連携でマイナンバーで確認をすると。

データ登録がされていれば、その証明書を例えば持ってきていなくても、退職の理由が確認できると。

施行前は、その証明書がないとどういう事由で辞めたのかが判断できなかったものから、ただマイナンバーの施行によって、端末で例えばお客さんが証明書を忘れちゃったという場合でも、うちのほうでマイナンバーで検索をすると退職理由が確認できると。

そのことによって、税のほうの負担を特例ということで7割減、10分の7で2年間、その方に対しては、国保税を減額するというような制度で運用をしています。

その証明書のことでございます。

古川委員 わかりました。

マイナンバーにより確認ができればということなんですが、これはマイナンバーカードを発行している者という意味ですか。それとも、発行していなくてもマイナンバーというのはわかっていますよね、住民は。

それで確認できればいいということですか。

保険課長 マイナンバーカードを持つか持たないかは、皆さんの選択制になっております。

既に国民に対しましては、通知カードという形でマイナンバーが付与されています。

ですので、ほとんどの方がマイナンバーをつけられているといいますか、ついてますので、その番号によって検索が可能であるということです。

ですからカードを持ってる持っていないにはかわりはありません。

古川委員 ですよ。

ということは、今ほとんどの方がおっしゃいましたけど、国民全員じゃないんですか。ということは、その証明書っていうのはもう不要だと。不要になったということですよ。

保険課長 外国人とか、多分そういう方はマイナンバーを持っていないかなど。

マイナンバーが大多数の日本国民は付与されていますが、ただ、短期で来ているとか、外国人の方がいるのかどうか、ちょっとそこまで詳細には把握はしていませんが、ただ、今制度としては、雇用保険受給者資格者証っていう形で出るときに、その退職の理由、何番で退職したか、どういう事由で退職したかっていう証明書が交付されていますので、基本はそれでやってはいるんですが、たまたま先ほど申し上げたように書類を役所に持ってくるのを忘れちゃったよと、うちに帰ればあるんだけどとか、そういう場合に端末で確認が取れば、その証明書をわざわざ家に戻って持ってきていただかなくても、うちのほうでは事務処理が進められますよという意味での規定の改正ということで出しております。

古川委員 わかりました。

そういう一部の方を除いては、すべてがマイナンバーで確認ができる。だから、その方々についてはもう今後は証明書は不要であるということですよ。

保険課長 不要であるわけではないんですが、提出を今までは求めなければならない。

マイナンバーが入る前はそれがないと退職の理由が確定できないから、税の軽減の適用もできないですよということで、市民にすれば二度足を運ばなければならない、そういう事例があったわけなんですけど、お客さんがたまたま忘れてしまったという場合に、うちの端末でそれが確認できれば、新たにそれを提出を求めることはしなくても、事務処理は進めますよという規定の改正という内容でございます。

古川委員 ということはやはり基本的には証明書必要だと。ただ、忘れちゃったとかいう方の場合に、それで確認ができれば証明書はいらんよっていうこと。

基本的には証明書は必要なんだ。

保険課長 原則必要ではあるんですが、今までは絶対的に必要であったわけですよ。それがなければ判断ができないと。

でもお客さんが何かの都合でそれをなくしたとか忘れてしまった場合は、うちのほうの端末で、ただ端末のほうにつきましても、すぐ社会保険のほうでそれを入力してもらえれば、リアルに反応はすると思うんですが、やっぱりそっちのほうの事務の関係でどうしても、きのうとか二、三日前に退職してすぐ保険証が欲しいからと役所に来る場合があります。

そうしますと、そのタイムラグがあって、端末を見ても出ない場合も当然あり得ると思いますので。

遠藤委員 事務の手續上の話ですが、それはこの対照表のどこにそういう文言が、どういう文

言で入っていますか。

保険課長 議案書の61ページをごらんください。

表の中段より真ん中ですか、特例対象被保険者に係る申告のところで、左側が改正文になりまして、右側が旧条例文になっております。

こちらの場合でございますが、下に棒線が引いてある部分、ここの部分が改正になります。今までの分で申しますと、一番最後の行になりますが、提出しなければならないという義務ですね。出さなきゃだめですよってということになり、やってみました。

これが改正によりまして、提出を求められた場合には、これらを提示しなければならない。逆に言えば、マイナンバーのほうで確認ができれば、その書類は改めて必要ございませんということでございます。

遠藤委員 わかりました。

意味合いは、前の場合は当該納税義務者は、この証明する書類を提示しなければならないということであったわけですね。

それが改正の内容は、当該納税義務者は、この書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならないということで、この求め、今までは必ずなんでかんで提示をする義務が納税義務者にあったのだけれども、場合によっては行政の職員というか、行政の裁量の範疇の中で提示を求めた場合、それでもやっぱり求められたらば、提示しなきゃいけないのは一緒だけれども、場合によっては、職員の方の中で求めなくとも、提示しなくともいいよという裁量が認められたということになるんですね。

それはマイナンバーで確認さえできれば、職員の方はこの義務者に対して提示を求めなくともいい場合ができたというふうに解釈をしていいということですかね。

保険課長 議員ご指摘のとおりでございます。

遠藤委員 そうなると、どういう場合に今度は職員の裁量で、この提示を求めなくともよいという判断をすればいいかというのが、ご説明ではマイナンバーという話になっておりますけれども、この中では特段マイナンバーによってというふうな文言はないのですが、ここらってのはどういうふうな判断をすればいいんですかね。

保険課長 これにつきましては、マイナンバーが施行されまして、マイナンバー法でどういう業務にマイナンバーを活用できるのか、これは国のほうで示されております。

保険部分、国民健康保険になりますが、ここの部分のこういう部分についてはマイナンバー法の適用でオッケーですよと。

すべてに使えるわけではないんですが、国で相当な項目で、社会保障で番号をつけてますので、それが規定されておりますので、それに合致しますので、大丈夫ですよってような見解になります。

遠藤委員 わかりました。

特段この税条例には書いてないけれども、マイナンバーの活用の方策として、国の指針

として、そこに該当しているもので、その該当部分を適用して実際職員はこれで運用はすると。ただ、税条例にはそういったところまでは文言としてはないというようなことですね。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で執行部に関係する案件は終了いたしました。

どうもお疲れさまでございます。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時31分）

委員長 再開いたします。

続きまして、調査事項についてを議題といたします。

本委員会の今年度の調査研究テーマについて協議してまいりたいと思います。

教育厚生常任委員会の連絡の中に、これらの意見をまとめてきていただきたいということを書いてありますが、皆様からご意見をいただきたいと思います。

調査事項についてご提案のある方、いらっしゃいましたらお願いいたします。

遠藤委員 ちょっと教育厚生常任委員会の委員をしばらくやってなかったんですが、直近の調査事項ってどんなものがありましたか。

委員長 平成26年度は、コミュニティスクールということで、先進地視察も三重県鈴鹿市と滋賀県長浜市などに行かれています。

それから平成27年度、高齢者福祉について調査研究をしました。

このときは先進地視察として長野県長野市、これは認知症初期集中支援チームを視察いたしました。

それから新潟県長岡市は地域包括ケアシステムを視察いたしました。

執行部より那珂市の高齢者福祉についての説明があり、医師会との懇談会、要望書提出などをいたしました。

平成28年度は子育て支援ということで調査研究をいたしまして、先進地視察は、つくば

市子育て支援センター、病児保育など、それから厚生労働省のほうで医師不足などについて今後の国の取り組みなど、それから神奈川県厚木市で子育て支援センターを視察いたしまして、市内の視察としましては、子育て支援センターつぼみ、認定こども園大成学園幼稚園、病児保育としてしろやぎさんのポシェット等を視察いたしました。

直近の平成29年度は、教育環境に対する支援ということで、先進地視察はICT教育の充実しております滋賀県草津市と東京都荒川区を視察いたしました。

市内の視察は横堀小学校と菅谷小学校です。

そのほか執行部により、ICT教育、タブレットについての実践研修を受けました。

そして、映画「みんなの学校」の鑑賞をいたしました。

それと最後に要望書の提出ということで、直近ではこのような形でしておりますので、その辺をかんがみまして、今年度の調査事項ということでどのような形にしましょうかということなのですが、皆様からの何かご提案がありましたら、申し出ていただけるとありがたいです。

寺門委員 私は認知症ということで、これから2025年に向けてふえていくということもありますし、介護の原点というか基本は在宅、うちで身の回りが自分でできるようになってうちに帰って、終末を迎えるのが一番だなというのは、今言われていることなんですけれども、在宅医療と在宅介護について、医療と介護って非常に密接なつながりがあって、今在宅医療についても、医療の中身は、最終的には健康寿命を延ばすということになるんですけど、もう一つ考えなくちゃいけないのは、看取り制度ですね。

今老人ホームなんかでも人が亡くなると救急車で搬送されて最終的に病院で死亡診断をもらうという状況にあるんで、これはお医者さんとのつき合いという関係もあるんですけど、その在宅医療と介護というところで、先進の地を視察研修をしながら今後那珂市としてどういうふうに進めていったほうがいいのか、調査したほうがいいのかという気がしております。

それが一点と、もう一つは特別支援学級、というか今障がいてたくさんいろんな種類があって、現実に現状の小学校で特別支援学級が2クラスでは足りない状況になっていきます。これは芳野小の例で言いますとね。

6人いたら6人先生がちゃんとして、なおかつライフサポートも必要だよということになるので、県立の特別支援学校ってあるんですけども、親御さんはできれば地元の学校で、みんなと同じように教育を受けて欲しいなというのが願いだらうと思いますんで、その受け入れ態勢をどうしていくかっていうのが非常に重要なところだと思います。

合わせて小学校に入る前の3歳児教育からも含めて、きちんと体制をつくっていくほうがいいのかということ、その辺をちょっと調査できればいいなというふうに私は思っています。

以上です。

古川委員 今の寺門委員の二つ目のやつに関連っていいですか、補足になるんですけど、今インクルーシブ教育ということで、障がいを持ったお子さんも普通学校の普通学級で教育が受けられるようにということで、ごらんになった方、「みんなの学校」なんかも結局そうなんですけどね。

それは本当に理想であって、いいことだと思いますが、実際にその体制が整ってないんですよ。つまり、そういうのを面倒みられる先生方や、生活指導員といたしましたか、そういう方がまだまだ足りないってというのが学校の悲鳴なんですよ。

ですから、その特別支援学級、特別支援学校も含めて、いわゆる普通学級に通わせるためには、会話してみんなでするには体制をきちんと整えてないのに今どちらかというとそれが先行しちゃって、普通学級で面倒みなさいみたいな、先生はいないのに、ということのようなんです、現実には。

その辺をきちんと、そういう方針でいくなれば、そういう体制をきちんと整えなければいけない。整えるためにはどうしたらいいかということの研究する必要もあるのかなと思います。

委員長 そのほかはございますか。

副委員長 私も古川委員と一緒に、平成29年度の最後に「みんなの学校」を見て、そこからの障がい者福祉をいくのは、前年度の流れに乗っちゃいますが、一番自然な形かなってというのが、私2年やって3年目に入るんですが、流れ的にも私もこの障がい者福祉というもの、あと特別支援学校というのはやっぱり見てみたい、研究したいという部分があります。

以上です。

遠藤委員 障がい者福祉っていうのは、かなり幅広くなっちゃうんですよ。

福祉の関連になるんで、すごく私は障がい者福祉、この過去の高齢者福祉、子育て支援ときて、福祉の分野がいいかなと思ってたんですが、前年度は教育だったから福祉の分野がいいかと思ってたんですが、今お話をお伺いしていると障がい児教育、幅広い障がい者分野の中でもちょっとポイントを絞って、障がい児教育に的を絞るのも非常にいいのかなって感じがしますね。

これ突き詰めるとやっぱり福祉と教育と両方やっぱり、どうみても絡むので、障がい児教育、インクルーシブ教育あたりで、もう一つぽんと出しちゃうと両方どっちにしる勉強することになると思いますよね。

そこらあたりで入り口は狭く、でも掘っていけば掘っていくほど深くというふうになるようなテーマかなとも思うので、私もその流れに賛成ですね。

寺門委員 もっといえば、このグリーゼンというのがあると思うんですよ。

それは幼保小連携の中で、お子さんたちがそれぞれ育っていく過程の中で、一生懸命生活状況を見ながら順次その上の小学校に情報を提供して、一番いい教育はどうなのっていうところ見据えていくんですけども、どうもグリーゼンを、なんでしょう、いろんな障

がいがあるんですけどね、それを事実として認めたくないという家庭もたくさんありますし、普通の子だよということですね。

普通の子にも見えますし、その辺が非常に難しいんで、色分けされちゃってる障がい児ということも大変重要なんですけども、そのグレーゾーンのところからやらないと、これはだめかなというふうな私は気がしてるんですね。

障がいを障がいとしてちゃんときちんと受けとめて、じゃあというところと、いやそうじゃなくて、うちはもうグレーゾーンでいいから、それで何とかしてっていうか、親御さんもそれはみんなと一緒にだよっていう思いもあるでしょうから、その辺は非常に難しいんですけど、そこら辺は福祉でもいろいろつながりは出てくるんですけど、何かこうはっきり色分けしちゃって、もううちは特別支援学校入れて、ずっとそこでちゃんと教育してるんだよという方はいいんですけど、決してそうじゃないんで、その辺は……

委員長 例えですけど、今寺門委員がおっしゃったそのグレーゾーンっていう部分なんですけど、私たちから見ると、例えばその障がい特別支援学校とか、そういうところに通ってらっしゃる方については、そういう状況かなっていうのは、こっちから見るとわかるんですけど、例えばそのグレーゾーンを掘り起こそうと思っても、なかなかどんなふうな状況を、どんなふう掘り起こしていったいいのかがちょっと私今お聞きしましてどんなふうにするのかなってちょっと思ったのですが。

寺門委員 グレーゾーンって言葉は悪いかもしれませんが、いろんな障がいがたくさんあるんで、例えば学習障がいというものもあるんでね。

勉強ができない子は、あなたできないよとそれで切り捨てられちゃった過去がありますけれど、決して今は、子供が少ないだけにね、いろんなところが見えるんですね。

通常と違う、それは個性だよというふうに認めてしまっただけでいいということでもなさそうだなと。その子に合った教育って、逆に言うとね、焦点を当てていったほうがいいんじゃないのというところだと思うんですよ。

グレーゾーンだろうがなんだろうがやっぱり個人がきちんと教育を受けて、素直に育っていくというのが一番だろうと思う。

それをどうしていくか、我々が補助できる体制をつくっていくかということだろうと思うんですよ。

グレーがどうだとか、そういう問題じゃなくて、これはあくまでも個人をどう成長させるかという話だと思いますから。

遠藤委員 確かに学習障がいの話が出てくると、ほんとうに障がいっていろいろ広いので、例えば今も小学校に通っている難病を抱えているお子さんなんかは、内部障がいということになるんですね。

そうなる目で見ると、いわゆる特別支援学校というのは知的障がいですけども、そのほかには身体障がいがあって、子供に関しては精神はないと思いますが、内部障がいとい

うのもあって、学習障がいもあれば多動性もあるんですね。

だからいろんな観点で、学校の現場ではいろんなお子さんを預かって、かなり苦悩している部分が、学校は学校できっとあって、ただこれは親御さんは親御さんで、あとお子さんもお子さんで、けさもちょっと近くの子供としゃべりながら、私は言葉の学級に行っているのってことで、菅谷東小学校ですけどね。

そういうことで、学校においてもそういうふうな、特別支援学級、クラスを持ってそういう特別の教育をやっていただいて、実際今もやっていただいているところもあるので、そういったところっていうのが、通常の学級と通級ということで通常の学級から通っている、そこらってのがどういうふうになってるのか、現在どういうふうなニーズがあって、先生がどういうことを困ってるのか、当然教職員の人員の配置の問題というのは非常に大きいと思いますが、正直あれって、前に先生に聞いたら、こういう学級に配置された先生は、そういうふうな障がい児を見るための特別な資格を持っているわけではないんです。

普通のといたらおかしいけど、一般の資格でもってそれをやってらっしゃるので、それで本当にいいのかどうか、現場っていろいろ我々議員が知らないことがいろいろあると思うので、学校の現場の声をお聞きして、あと場合によってはいろんな方々の声もお聞きして、那珂市でもっとその障がいを抱えているとか、もしくは何か困っている児童生徒、中学校まで含めてね、生徒まで含めてどういうふうなことがあるのかっていうのを調査をして、また、障がい児教育の先進地なども見て、いいところは那珂市に取り入れてくというんことはやってもいいのかな、意義は非常に大きいかなという感じはしますね。

委員長 細かい一つ一つは、ちょっときょうそこまでは決められないと思いますので、その大枠で例えば何についてっていうふうに決めていきたいなと思います。

例えば最初に寺門委員に言っていただきましたその在宅医療とか介護、在宅介護その辺ももちろん必要ではありますが、ちょっと皆さんの話を聞いているおりますと、やっぱりこの障がいについてのものに絞って、今回は調査をしていこうかなと今ちょっと思ったのですが、いかがでしょうか。

中崎委員 この間、各学園に1人ずつ用務員さんが配置されました。うちの家内がすごいことだねと、いやよかったねと。教育厚生常任委員会の人にくれぐれもお世話になりました、いい提言でありましたということで、これからも頑張ってくださいっていう言づてがありました。

それから今話がありましたけども、障がいを持った子供たち、特別支援学校はこの近くに大子、水戸飯富、勝田、常陸太田。ぜひその現場を見ていただきたい。

というのは、生徒5人に2人ぐらい先生がついているんですよ。それでも大変、それでも1人がパニックを起こしちゃうと、もう1人の先生が4人をみなくちゃならない。

だから、こういう問題点をやる前に特別支援学校をぜひとも視察していただいて、その理解というのか、親御さんはどうしても健常児と一緒にね、あの映画を見たけど、ああい

うふうになれればいいんだけども、その受け持つ先生にもよるんだろうけど、その辺どういうふうなやり方がいいのか。

ぜひお願いします。

副委員長 その流れなんですけど、その先、その子たちが自立してどんなふうにも、那珂市にも働いている障がいを持った方々はたくさんいると思うんですね。

近くにもいっぱいいろんな施設があるんで、私はそういうところに行ったとき、また見たときもないので、どんな感じで、自立していつ働いている子たちがいるのかなというのまで含めて。

遠藤委員 非常に、中崎委員のご指摘、的確でございまして、特別支援学校を見るというのはすごくいいと思いますね。向こうも喜ぶと思います。きっと。

そこにも那珂市の子が行ってるんですよ。那珂市の親御さんが通わせていらっしゃるんで、あそこはもう小学校1年から行っちゃうと高校3年までずっとそこなんですよ。

それで、いきなりぽんと卒業したら地域に戻ってこられるっていう感じなんで、全くある意味、ほかと違う生活になってしまっているんで、その現状を聞くのと、あとはできればそこまでからませるなら、そこと今の居住地校との交流をどういうふうにやっているかも調べてみたいと思います。

要望に応じてという話はしてるんだけども、那珂市は今常陸太田特別支援学校に行っていると思うけど、そこと菅谷小学校、そこと瓜連小学校がどういうふうな自分の地元の学校と、どういう連携をとっているかっていうのはすごく大事な点で、あそこにこういう子がいるんだねっていうのをやっぱり知っているか、知っていなくて急にもう大人になって、地域に戻ってきて、あそこに誰ちゃんっているんだっけみたいなそういうことじゃなくて、いる間から地元と連携を取らせていくっていうのも、親御さんのご要望次第ではありますが、そういう体制はちゃんと那珂市はつくれてるよといったものも。そういうまちであるといいなっていう感じがしますよね。

委員長 皆さんから意見を出していただきましたので、大枠として、障がい児福祉ですか。

教育、障がい児教育についてという大きな見出しで、じゃそういう形で、内容的にはその都度いろんな、この表題ですと色々な部分が調べていけるような内容になると思いますので、障がい児教育についてという形で、進めていってよろしいでしょうか。

こういう形で進めまして、その他、例えばこれについて、どこかに視察に行くとか、あとは執行部のほうでいろんな内容を聞いてから行ってみようとか、そういうことについては正副委員長で考えていたしますのでよろしいでしょうか。

では表題が決まりましたので、ありがとうございます。

まず特別支援学校、常陸太田とかありますよね。その辺をまずターゲットにして進めていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、ここまで今回決まりましたので、本日の審議は皆様のご協力によりまして、すべて無事終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会（午前11時53分）

平成30年8月28日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子